

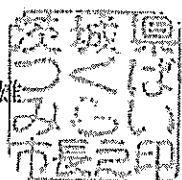
つくばみらい市告示第 20 号

つくばみらい都市計画土地区画整理事業の決定について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、つくばみらい都市計画土地区画整理事業を決定したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 30 年 2 月 22 日

つくばみらい市長 片庭 正旗



1 都市計画の種類及び名称

福岡工業団地土地区画整理事業

2 都市計画を変更する土地の区域

つくばみらい市 福 岡	字東谷津向、字東谷津、 字古木山及び字建出山の各一部
台	字二十五間の一部
南	字四本松、字小山、字水喰の各一部
坂野 新田	字坂野新田の一部

3 縦覧場所

つくばみらい市加藤 237 番地
つくばみらい市谷和原庁舎都市計画課

つくばみらい都市計画土地区画整理事業の決定（つくばみらい市決定）

都市計画福岡工業団地土地区画整理事業を次のように決定する。

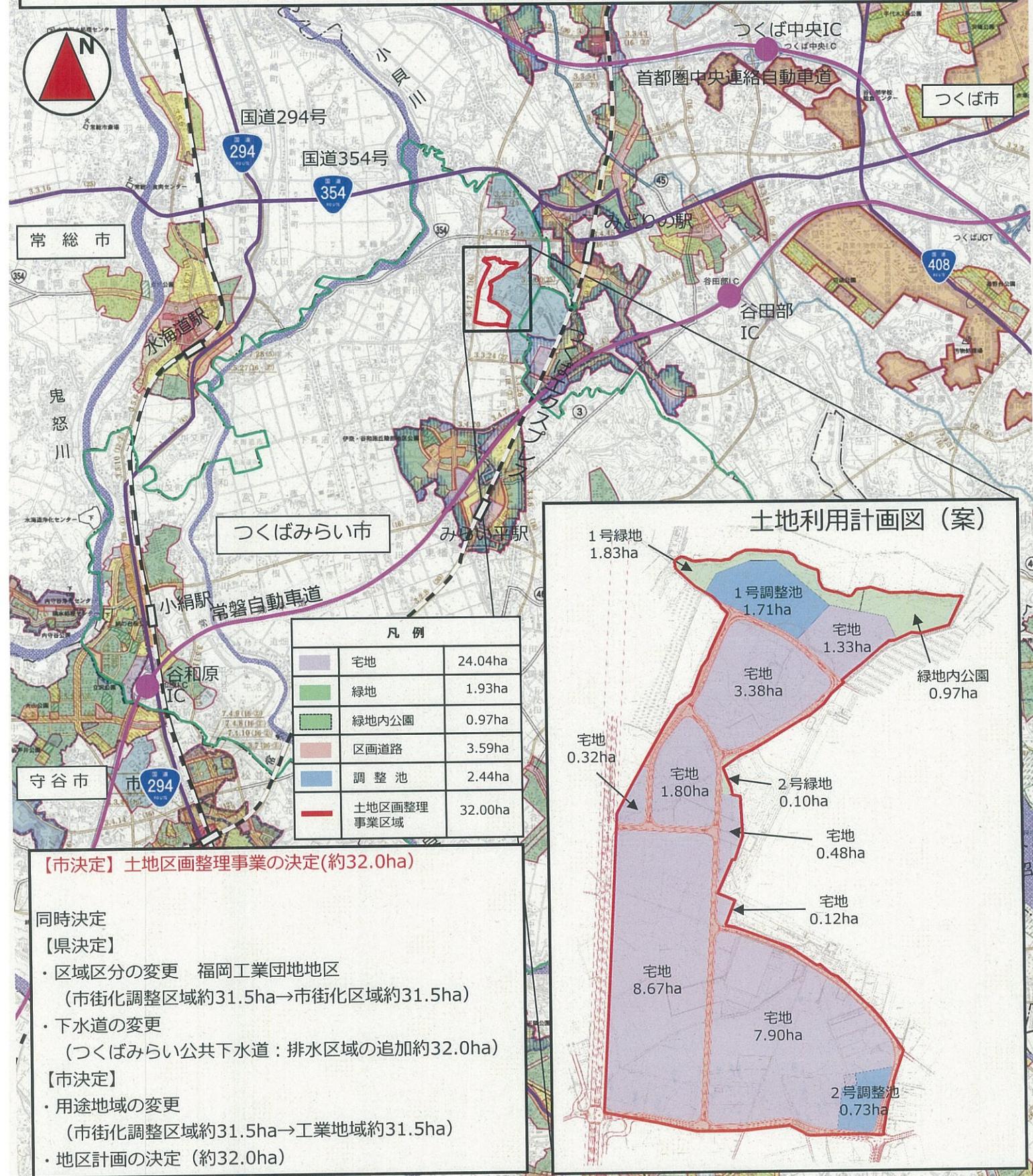
名 称	福岡工業団地土地区画整理事業	
面 積	約 32.0ha	
	道 路	区画道路を適宜配置する。
公共施設の配置	公 園 及 び 緑 地	公園及び緑地については、地区的街区構成や周辺環境への影響などを考慮して適切に配置する。公園の面積は、施行区域面積の3%以上を確保する。また、地域森林計画対象民有林が存するため、土地利用計画に配慮のうえ、適切に緑地を配置する。
	その他の公共施設	本地区は河川流域が小貝川流域と高岡川流域に跨がっている。雨水排水は、道路側溝や街渠等で集水し、流域ごとに配置した調整池により排出量を調整したうえで、小貝川流域は福岡堰土地改良区管理の排水路、高岡川流域は三並土地改良区管理の排水路へそれぞれ放流する。 上水道については、つくばみらい市上水道から給水を受ける。また下水道については、つくばみらい市公共下水道により処理をする。
宅地の整備		<p><input type="checkbox"/> 土地利用 産業の集積により雇用と地域活力の創出を目指すため、工業・物流などの土地利用を計画する。</p> <p><input type="checkbox"/> 街区の規模 上記の土地利用計画に基づき、有効利用が図られるよう、適正な街区規模を設定する。</p> <p><input type="checkbox"/> 宅地の整地 道路計画高及び排水計画等を考慮し、周辺地形との整合性を踏まえた造成を行う。</p>

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

地域の活性化や産業振興を目指し、首都圏中央連絡自動車道の開通やつくばエクスプレス沿線開発を契機とする新たな産業拠点の形成を図るため、区域区分の変更、地区計画の決定等とあわせ、本案の土地区画整理事業を定めるものである。

つくばみらい都市計画 土地区画整理事業の決定【つくばみらい市決定】



【決定理由】

地域の活性化や産業振興を目指し、首都圏中央連絡自動車道の開通やつくばエクスプレス沿線開発等を契機とする新たな産業拠点の形成を図るため、区域区分の変更、地区計画の決定等とあわせ、土地区画整理事業を定める。